

令和6年 5月 10日

千葉県教育委員会教育長 様  
(千葉県立 ★★★ 高等学校長)

申請する際は、下記の

**千葉県立高等学校の場合は  
学校名を記載してください。**

ための給付金(早期給付)  
受け、署名してください。

**4月1日以降の提出日。  
令和で記入してください。**

## 【3】保護者等の収入の状況について（1）から（3）までのうち、該当する□にレ点を付けてください。

次の者の個人番号カードの写し等（個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書等）又は証明書等を提出します。

## (1)生活保護（生業扶助）受給世帯

<input type="checkbox"/>	生活保 受給世帯の方	（付箋） ていている場合のみ選択可 出しているため省略する。
<input type="checkbox"/>	その年の4月1日現在、生活保護法（昭和23年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給しており、生活保護の受給状況がわかる書類（生業扶助（高等学校等就学費）を受けていることがわかる書類）を提出する。	

## (2)非課税世帯

	個人番号 カード等	課税証明 書等	非課税世帯の方 該当する□、ひとつだけに✓を入れてください。
ア	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・未婚、離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が2名存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードを提出できない場合
イ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	未成年後見人( )名分 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみ行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
ウ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	対象となる高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）( )名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合等
エ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	対象となる高校生等本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

(1)及び(2)において、個人番号カードの写し等・証明書等を添付する者の氏名、生年月日、高校生等との続柄及び令和5年1月1日現在及び令和6年4月1日現在（申請書表面住所と同住所の場合記入不要）の住所を記入してください。

(ふりがな)	ちば いちろう			(ふりがな)	ちば はなこ							
氏名	千葉 一郎			氏名	千葉 花子							
高校生等との 続柄	父 ( )	母 ( )	その他 ( )	生年 月日	高校生等との 続柄	父 ( )	母 ( )	その他 ( )	生年 月日			
※令和5年1月1日現在の住所	千葉	都道 府県	加古川	町村	千葉	都道 府県	船橋	市區 町村				
← 令和5年1月1日の住所を記載。 →												
※令和6年4月1日現在の住所(申請書表面住所と同)	千葉	都道 府県	船橋	(市) 町村	← 令和6年4月1日の住所を記載。 →				千葉	都道 府県	船橋	(市) 町村
(現在住所と同じ場合、記入不要)												

## (3)次の理由により、課税証明書等を提出しません。

<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で都道府県民税可報生（ワーキングマザー・夫婦不在世等）で課税されず、支給料金が得てないため。
--------------------------	--

## 【留意事項】該当する方のみ✓を入れてください。

- 都道府県が最新の道府県民税所持割額と市町村民税所持割額の合算額を個人番号を利用して確認します。  
「個人番号」とは行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。
- 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、本給付金の受給資格はありません。
- 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- 不正に奨学のための給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。
- 生活保護受給世帯への給付金について福祉事務所において就学のために必要な額については、生活保護における収入認定から除外することとなっています。そのため、本給付金は生活保護における生業扶助（高等学校等就学費）で給付される経費と重複しないよう、担当ケースワーカー等と相談の上、授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行積立金等）として計画的に活用してください。